

特別金利付与型普通預金「普通預金プラス」規定

1. 定義

- (1) 特別金利付与型普通預金(以下「この預金」といいます。))は、支店窓口(以下、窓口といいますが)にて当行所定の手続きにもとづき作成された普通預金です。
- (2) 既に次のいずれかの預金口座を保有している個人の預金者は、この預金を新規に開設することはできません。但し、この預金に切替えることができます。
 - ①普通預金②普通預金(メールオーダー型)
 - ③普通預金(インターネット専用)④普通預金(アプリ開設型)
- (3) 法人のお客さまは、この預金を新規に開設することはできません。また、既に、第2項(2)の①を保有している法人の預金者は、この預金に切替えることもできません。
- (4) この預金に関しては、通帳、証書等は発行いたしません。

2. 取扱店の範囲

この預金は、取引店のほか当行本支店のどこの店舗でも預け入れまたは払戻しができます。ただし、取引店以外での払戻しは、当行所定の手続を行ったものに限ります。

3. 預金の受け入れ

この預金に受入れできるものは次の通りです。

- (1) 窓口での現金
- (2) 為替による振込金
- (3) キャッシュカードを用いたATM・CDでの現金
※小切手その他の証券類(以下「証券類」といいます)は、お取扱できません。

4. 預金の払い戻し

- (1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により押印(または署名)して、提出してください。なお、署名の場合はPIN-PADに暗証番号の入力を行ってください。
- (2) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求められます。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

5. 利息

- (1) この預金の利息は、毎月1日から末日の毎日の最終残高1円以上について付利単位を1円とし、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、毎月1日にこの預金に組み入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- (2) 前項の利息に加え、1,000万円を上限とする前月の最低残高(前月の最終残高のうち最も低い最終残高)について付利単位1円とし、店頭に表示する特別利率によって計算のうえ、追加利息として翌月1日にこの預金に組み入れます。なお、特別利率は金融情勢に応じて変更します。

6. 届出事項の変更等

- (1) キャッシュカードやSBJダイレクトカード(またはワンタイムパスワード表示端末)を失ったとき、または、名称・住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法で届出てください。
- (2) この届出を当行が受理する前に生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、再発行や届出の変更にかかる手続きは当行所定の方法に限ります。
- (3) この預金のキャッシュカードやSBJダイレクトカード(またはワンタイムパスワード表示端末)を失った状態で、窓口にて元利金の支払いを受ける場合は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

7. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を取引店に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって取引店に届け出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって取引店に届け出てください。
- (5) 前4項届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. 譲渡・質入れの禁止

- (1) この預金、預金契約上の地位その他の取引にかかわるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

9. 印鑑照合等

- (1) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または署名)を届出の印章(または署名)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、窓口にて署名の照合を行う場合はPIN-PADに暗証番号の入力を行ってください。

10. 取引の制限等

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、当行が指定する情報(以下、「預金者情報等」といいます。))に関して、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求められます。また、預金者情報等に変更があった場合には速やかに当行に届け出てください。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対し、預金者から正当な理由なく当行が指定した期限までに回答いただけない場合、預金者情報等に変更があったにもかかわらず届出がない場合、その他預金者が本規定に違反または預金者情報等に照らし預金者との取引を継続することが不適切であると当行が判断した場合には、入金・払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの合理的な説明等にもとづき、取引の一部を制限した事由が解消されたときと当行が認める場合、当行は前2項にもとづく取引等の制限を解除します。

11. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保とするため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を

指定のうえ、当行所定の方法にて直ちに当行に提出してください。

- ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては借入金等の約定にかかわらず、当行が負担するものとします。
 - ④ 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
 - ⑤ 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

12. 解約等

- (1) この預金口座を解約する場合には、当行所定の請求書に届出の印章(または署名)により押印(または署名)して通帳とともに持参のうえ、当行本支店に申し出てください。なお、署名の場合はPIN-PADに暗証番号の入力を行ってください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出した氏名・住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合
 - ③ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項および第12条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合
 - ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑥ 預金者が口座開設時に申告した事項に虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ⑦ 上記①から⑥までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ① 預金者が、次のいずれかに該当すると認められた場合
A.暴力団 B.暴力団員 C.暴力団準構成員 D.暴力団関係企業 E.総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊犯罪暴力集団等 F.その他前各号に準ずる者
 - ② 預金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行った場合
A.暴力的な要求行為 B.法的な責任を超えた不当な要求行為
C.取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
D.風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、又は当行の業務を妨害する行為
E.その他前各号に準ずる行為
 - ④ この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金利息取引を停止または、預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また法令に基づく場合にも同様に行うものとします。
 - ⑤ 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、口座開設店に申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

13. 通知等

届出のあった氏名・住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

14. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は預金者が第12条(3)①A乃至F及び②A乃至Eのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条(3)①A乃至F及び②A乃至Eの一にでも該当する場合には当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

15. 規定の改定

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

16. 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当行諸規定所定の方法により取扱います。

以上



20200401